

平成 14 年 9 月 26 日

第六回コンサルテーション予定議題に関するコメント

坂元 一美

ODA ウォッチャーズ

一、社会・環境担当審査役

(独立性の意義)

社会・環境担当審査役は、中立性・公平性を確保する制度的保障として、「紛争の当事者」「紛争の関係者」であってはならない。この観点から、社会・環境担当審査役は、JBIC の現業部門から完全に独立した存在である必要がある。(外形的独立性)

中立性・公平性を促進する方策として、社会・環境担当審査役を JBIC 内部の人材から求めないことが考えられる。(人材的独立性)

中立性・公平性を制度面から保証するために、単独制よりも合議制を採用することが考えられる。(恣意性の排除のための方策とも考えられる。)(運用面での独立性)

(位置付け)

中立性・公平性を確保するためには、本来、JBIC から完全に独立した存在であることが望ましいが、制度自体が JBIC のガイドラインの遵守・不遵守であり、JBIC の枠組みの中で機能する必要がある。このため、総裁直属の機関とする。

(役割と権限)

この議論の前に、この制度の目的が「事実の調査」と「紛争当事者間の対話促進」という異質な二つのものであることに留意するべきである。

つまり、社会・環境担当審査役は、「事実の認定行為」(事実行為)と「紛争解決行為」(形成行為)(もう少し、分かり易く説明すると、「事実認定」は過去の事実に対する行為であり、「対話促進」という「紛争解決行為」は未来志向の行為である。)という種類の異なる役割を持つことになる。

社会・環境担当審査役の役割を、「事実の認定行為」の方に重点を置くのか、「対話促進による紛争の解決」に重心を置くのかによって、必要な能力、マンパワー、権限等が異なる。

そこで、「事実の認定行為」と「対話促進」との関係をまず解明するべきである。

経験則から、紛争の激化の原因は、相互の事実認識の相違による場合が多い。このため、まず、社会・環境担当審査役が、「客観的」・「公平・中立」の観点から、環境ガイドラインの項目に照らして、「事実の認定」を行い、この結果をベースにして、紛争当事者間の事実認識の相違を「対話」促進によって調整する趣旨と、考えられ

る。

このため、社会・環境担当審査役の軸足は、主に、「事実の認定行為」に置くべきである、と考える。

主に、客観的で公平・中立的な「事実認定」を確保するために、次のような権限が「社会・環境担当審査役」に付与されるべきである。

- i) 独立した調査・情報収集権限（情報の独立性）
- ii) 常設の専門スタッフの設置（組織の独立性）
- iii) 情報提供の独立性（メディアの独立性）
- iv) 外形的独立性
- v) 人材的独立性
- vi) 運用面での独立性

（要件） 社会・環境担当審査役の「公平・中立」性を制度的に担保する必要がある。このための、具体的な仕組みを提示する必要がある。

二、申立人の要件等

本制度の実質的な効果を、「紛争の早期解決」に求める視点から考えるべきである。このため、次のような枠組みを必要とする。

- i) 生じている紛争を早期に発見する仕組み
- ii) 紛争を未然に防ぐ仕組み
- iii) 紛争情報への容易なアクセスの制度的保証
- iv) 情報提供者への利便の確保
- v) 積極的情報収集

以上の枠組みを担保するものとして、申立人等に対して、次のような制度的便宜を処置するべきである。

- i) 言語による障害の除去
- ii) 少数申請の保証
- iii) 門前払いの禁止
- iv) 情報提供者負担の軽減
- v) 職権調査の留保（申立がない場合においても、職権により調査可能）

（以上）